別表第四号を次のように改める。

別表第四号　削除

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十五条　精神障害者保健福祉手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　精神障害者の氏名、現住所及び生年月日 二　精神障害者保健福祉手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限 2　精神障害者保健福祉手帳には、やむを得ない理由がある場合を除き、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。	**第二十五条**　精神障害者保健福祉手帳の様式は、別記様式第三号のとおりとする。 （新設） （新設） （新設）

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第三号　削除

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行規則による身体障害者手帳交付申請書（次項において「旧様式」という。）は、同条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行規則による身体障害者手帳交付申請書とみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第四十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　厚生労働大臣　根本　匠

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保育所等との連携） **第六条**　（略） 2　市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないこととすることができる。 一・二　（略） 3　（略） 4　市町村長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。	（保育所等との連携） **第六条**　（略） 2　市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。 一・二　（略） 3　（略） （新設）